

【ホテルバーモラル軽井沢 宿泊約款】

（本約款の適用）

第1条

- 1,当ホテルの締結する宿泊約款及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は習慣によるものとする。
- 2,当ホテルは、前項の規定にかかわらず、法令及び習慣に反しない範囲に特約に応じることができる。

（宿泊契約の申込み）

第2条

- 1,当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - ①宿泊者名、連絡先
 - ②宿泊日及び到着予定時刻
 - ③その他、ホテルが必要と認める事項
- 2,宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

（宿泊契約の成立）

第3条

宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。但し、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

（宿泊契約締結の拒否）

第4条

- 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- ①宿泊の申込みがこの約款によらないとき。
 - ②満室により客室の余裕がないとき。
 - ③宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき。
 - ④宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - ⑤宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - ⑥天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

（宿泊客の契約解除権）

第5条

- 1,宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2,当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、別表に定める違約金を申し受けます。ただし、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3,当ホテルは宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後9時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当ホテルの契約解除権）

第6条

- 1,当ホテルは次に掲げる場合において、宿泊契約を解除することがあります。
 - ①宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められた時、又は同行為をしたと認められたとき。

- ②宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められたとき。
 - ③宿泊に関して合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - ④天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - ⑤寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
- 2,当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

（宿泊の登録）

第7条

宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- ①宿泊客の氏名、住所、電話番号
- ②外国人にあつては、国籍、旅券番号
- ③出発日
- ④その他当ホテルが必要と認める事項

（客室の使用時間）

第8条

1,宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後15時から翌午前11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2,当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- ①超過3時間までは、1時間1室につき3,000円
- ②超過3時間以上は、素泊り室料相当額の100%

（利用規約の遵守）

第9条

宿泊客は、当ホテルにおいては、当ホテルが別表に定める利用規約に従っていただきます。

（営業時間）

第10条

1,当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとなります。

- ①フロントサービス時間・・・24時間
- ②門限・・・なし
- ③朝食7:30～9:00 ラストオーダー
- ④夕食18:00～20:30 ラストオーダー

2,前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。

（料金の支払い）

第11条

1,宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

2,当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

（契約した客室の提供ができないときの取り扱い）

第12条

1,当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2,当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に

支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 13 条

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、紛失、毀損等の損害が生じたときはそれが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については当ホテルがその種類及び価値の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは、5 万円を限度としてその損害を賠償します。申告の内容によっては、お預かりをお断りする場合もあります。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の申告のなかったものについては、5 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 14 条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡し若しくは当日の宿泊部屋へ保管します。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明した場合でも、当ホテルは当該当事者に連絡をしないこととします。ただし、当該当事者から連絡があった場合はその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときの保管期間は、発見日を含め 3 ヶ月間とします。

(駐車責任)

第 15 条

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両の鍵の寄託の如何にかかわらず当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えた時はその賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 16 条

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

(暴力団及び暴力団員並びに公共の秩序に反するおそれのある場合)

第 17 条

①「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 4 年 3 月 1 日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員等の当ホテルの利用はご遠慮いただきます。(ご予約あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします。)

②反社会的団体及び反社会的団体員(暴力団及び過激行動団体など並びにその構成員)の当ホテル利用はご遠慮いただきます。(ご予約あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします。)

③暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められる場合、直ちに当ホテルの利用はご遠慮いただきます。又、かつて、同様な行為をされた方についてもご遠慮いただきます。

④当ホテルを利用する方が心身衰弱、薬品、飲酒による自己喪失など、ご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがあると認められるときは、直ちにご利用をお断りいたします。

別表 違約金（第5条第2項関係）

契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日	3～2日前	4日前まで
違約金比率	100%	100%	50%	30%	0%

（注）違約金比率は基本宿泊料に対する違約金の比率です。

【ホテルバーモラル軽井沢 利用規約】

当ホテルでは、宿泊約款第9条に基づき、当ホテルの品位を保ち、また、お客様が当ホテルにご滞在中に快適かつ安全にお過ごしいただくことを目的とした利用規約を下記のとおり定めておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。万一この規則に対してご協力いただけなかった場合は、宿泊約款第6条により、客室および当ホテル内の他の諸設備のご利用をお断り申し上げることがあります。また、お客様のご協力が得られなかった結果生じた事故については、当ホテルでは責任を負いかねますので、その旨ご了承くださいませようお願い申し上げます。

記

1. 客室を許可なしに宿泊及び飲食以外の目的にご使用にならないでください。
2. 客室内で喫煙なさないでください。
3. 下記の物品は、他のお客様のご迷惑になりますので、お持ち込みにならないでください。
 - (イ) 動物、鳥類、ペットの類（但し、介助犬及び当ホテルが許可した場合を除く）
 - (ロ) 火薬、揮発油、その他発火、引火性のもの
 - (ハ) 悪臭を発するもの
 - (ニ) 常識的大きさ、量を越える物品
 - (ホ) 法により所持を許可されていない銃砲、刀剣、麻薬の類
4. 館内の諸設備および諸物品についてのお願い
 - (イ) 本来の目的以外の用途にご使用にならないでください。
 - (ロ) ホテルの外へ持ち出さないでください。
 - (ハ) 他の場所に移動したり、加工したりしないでください。
5. 館内以外の諸設備、備品の汚損、破損、紛失については、実費を申し受けます。
6. 館内で、賭博及び風紀を乱すような行為、または他のお客様に迷惑を及ぼすような行動はなさないでください。
7. 館内で許可なしに、他のお客様に広告物を配布したり、物品を販売したりなさないでください。
8. 客室やロビーを許可なく事務所や営業所がわりとして使用なさないでください。